

今のすなはち是の經三巻なりといふことを。会を設け講き読みて、ますます因果を信ひ、懶懶に誦み持つこと昼夜息ます。噫呼、奇しきかな。涅槃經に云ふが如し「もし見有る人善を行はば、名天人に見れ、悪を行はば、名地獄に見れむ」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

悪しき夢に依り至誠心をもちて経を誦ましめて奇しき表を示し命を全くすること得る縁 第二十

大和國添上郡山村里に、一の長いたる母有り。姓名詳ならず。彼の母に女有り。嫁ぎて二の子を生む。智は官に県の主宰に遣さる。因りて妻子を率て任けらるる国に至り、歳余を経たり。ただし妻の母は土に留り家を守る。儻に女の為に夢に悪しき瑞相を見、すなはち驚き恐りて念はく「女の為に経を誦ましめむ」とおもふ。而れども家貧しきに依りて敢てすること得ず。心の念に勝へずして、自分が著たる衣を脱ぎ、洗ひ淨め、擎げて奉として経を誦ましむ。然れども凶しき夢の相またなほ重ねて現る。母ますます心恐りて、また著たる裳を脱ぎ、淨めて先の如くして経を誦ましむ。女は任けらるる県のあぶな

國司の館に在り。生める子は館の庭の中に遊び、母は屋の裏に居る。一の子  
七の僧有りて屋の上に坐て経を読むを見る。一一の子母に白して言さく「屋  
の上に七輪の法師在りて経を読む。遍に出でて見るべし」とまうす。彼の経を  
読む音蜂の集り鳴くが如し。母聞きて怪び、起ちて後屋より出づ。すなはち當  
に居たる處の壁仆る。また七の法師忽然に見えず。女大に恐り怪び、自づか  
ら心の内に念はく「天地吾れを助けて壁に圧はれず」とおもふ。後に家を守る  
母、使を遣りて到り問はしめ、凶しき夢の状を陳べ、経を読ましめたる事を伝  
ふ。女母の伝ふる状を聞き、大に怖りて心通ひ、ますます三宝を信ふ。すなは  
ち知る、誦経の力と三宝の護念とを。

縁  
とのもと  
第二十一

な  
の  
み  
や  
ま  
ひ  
む  
か  
し  
や  
ま  
諸  
楽  
京  
の  
東  
山  
に、  
一  
の  
寺  
有  
り。  
号  
け  
て  
金  
鷲  
と  
曰  
ふ。  
金  
鷲  
優  
婆  
塞  
斯  
の  
山  
寺  
に  
住  
む。  
故  
に  
以  
ち  
て  
字  
と  
す。  
今  
東  
大  
寺  
と  
成  
る。  
い  
ま  
だ  
大  
寺  
を  
造  
ら  
ざ  
る  
時  
に、  
聖  
天  
皇  
の  
御  
世  
に、  
金  
鷲  
行  
者  
常  
に  
住  
み  
て  
道  
を  
修  
ふ。  
其  
の  
山  
寺  
に  
一  
の  
執  
金  
剛  
神  
の  
御  
事  
務  
に  
在  
る  
。

三「七」といふ数字は誦経した経の巻数にかかる  
わるであろう。七巻本の妙法蓮華經が誦経され  
たか。

四母屋(一)の後方にはり出して建てられている  
建造物か。

五建物からあわててとび出したとたん、すぐ  
に建物が崩壊した例に、搜神記・三・夏侯漢、などがあ  
る。

六上巻二十三縁に「天知地知」、中巻三縁に「仰  
天哭願」、とみえる。いずれも母と子の説話で  
ある。

第二十一縁 あやしき表(一)の説話。善業についての現報説話。今昔物語集・十七ノ四十  
九、扶桑略記天平二十一年(貞觀)条に書承。  
七中巻十二縁。

八「北門兩辺作二神王、一名毘沙門、一名  
執金剛」(不空羂索陀羅尼經)。「執金剛神王」と  
いう表現は、大品般若經・十七、大智度論・七十  
二、などにみえる。

九ふくらはぎ。

云「金鐘寺」東大寺要錄(四)ともいふ。  
三未詳。日本本紀・天武天皇十四年(六五)十月  
八日条にみえる優婆塞益田直金鍾を継する説  
は、年代的に問題があろう。

三本書で「行者」と称されているのは優婆塞。

三現存。塑像。国宝。

一大般涅槃經・師子吼菩薩品。上卷二十七縁に  
も引用。  
ば、梵網經は一〇六〇行、般若心經は七十七行、  
である。いづれも小部の經典である。高価格と  
いえる。

法十二に引用。  
「至誠心」(觀無量壽經)。中卷六縁にもみえる。  
奈良市山町あつと。

四原文長母。山巻四十二縁にもこの語がみえ  
る。他に例を見ない語であり、その意味は正確  
にはわからない。「父母」の語と関係あるか。  
五国司。【星】が下文のように「任けらるる國」を  
意味する例に、上佐日記「県の四年五年はてて  
がどの國であるかは未詳。任國を特定できる記  
述は本説話には含まれていない。  
七国司の任期は通常は四年とされた統紀・慶  
雲二年(642)六月十六日格)。  
八原文見「惠瑞相」。「瑞相」は善いしを意味  
する。他に例を見ない語であり、その意味は正確  
にはわからない。「父母」の語と関係あるか。  
九表記は「惠瑞相」、「凶夢相」。  
一衣を僧への布施として、僧に誦経してもら  
った。本説話の標題に「使誦経」とあることはよ  
り推して、長母が自分で誦経したのはなく僧  
に誦経してもらった、と考える。下文中、多く  
「しむ」を補説した。布施する物を持たない貧人  
九僧を請じて誦経してもらうということができ  
ない。布施する物が無かったのである。  
二まず衣、次に裳、といふ例は中巻八縁。  
三ここで政務を執つたのではない。国司の生  
活する建造物に守館・介館・などの「館」があつ  
た。  
三「七」という数字は誦経した経の巻数にかか  
わるであろう。七巻本の妙法蓮華經が誦経され  
たか。  
四母屋(や)の後方にはり出して建てられている  
建造物か。  
五建築物からあわててとび出したとたん、すぐ  
に建物が崩壊した例に、搜神記・三・夏侯藻、  
同・三・費孝先、敦煌本搜神記・劉安、などがあ  
る。  
六上巻二十三縁に「天知地知」、中巻二縁に「仰  
レ天哭願」、とみえる。「いずれも母と子の説話で  
ある。

五ふくらはぎ。

云金鐘寺(東大寺要錄・四)ともいう。

三未詳。日本書紀・天武天皇十四年(665)十月  
八日条にみえる「優婆塞益田直金鍾」を綴する説  
は、年代的に問題がある。

三本書で「行者」と称されるのは優婆塞。

三現存。塑像。国宝。

第二十一縁 あやしき表(やうひょう)の説話。善業に  
ついての現報説話。今昔物語集・十七・四十一  
九、扶桑略記・天平二十二年(690)条に書承。  
七一・中巻二十三縁。

八「北門兩辺作二神王、一名毘沙門、一名三  
執金剛」不空翻案陀羅尼經)。「執金剛神王」と  
いう表現は、大品般若經・十七、大智度論・七十  
レ天哭願)、とみえる。「いずれも母と子の説話で  
ある。

攝像を居く。行者神王の躰に縄を繋げて引きて願ひ、昼夜憩はず。時に躰より光を放ち、皇殿に至る。天皇驚き怪びて、使を遣りて看しめたまふ。勅信光を尋ねて寺に至り、一の優婆塞有るを見る。彼の神の躰に繋げたる縄を引きて、<sup>四</sup>佛を礼みて悔過す。信観て邊に還り、状を以ちて奏す。行者を召して詔してのたまはく「何事をか求めむとする」とのたまふ。答へて曰さく「出家し仏の法を修学びむと欲ぶ」とまうす。勅して得度を許し、金鷲を名としたまふ。彼の行を誉め、四の事を供するに乏しきこと無し。時世の人其の行を美讃めて、金鷲菩薩と称す。彼の光を放つ執金剛神の像は、今に東大寺に羅索堂の北の戸に立つ。贊に曰はく「善きかな、金鷲行者、信燈を東春に攢り、熟火は西秋に炬る。躰の光は感火を扶け、人皇は驗瑞に憤む」と。誠に知る、願はば得ずといふこと無しといふは、其れ斯れを謂ふなり。

### 仏の銅の像盜人に捕られて靈しき表を示し盜人を顕す縁 第二十一

和泉国日根郡の部内に、一の盜人有り。道路の辺に住み、姓名詳ならず。

天年心曲り、殺と盜とを業どし、因果を信はず。常に寺の銅を盗み、帶を作り術して売る。聖武天皇の御世に、其の郡の尼恵寺の仏の銅の像盜人に取らる。時に路往く人有り。寺の北の路より馬に乗りて往き、声有るを聞く。叫び哭きて曰はく「痛きかな。痛きかな」といふ。路ゆく人聞きて思はく「諫めて打たしめずあらむ」とおもひて、馬を趁せて疾く前む。叫ぶ音に近くに隨ひて、やうやく失せて叫ばず。馬を留めて聞けば、ただし鍛する音のみ有り。所以に馬を前めて過ぎ往けば、却くに隨ひて先の如くまた叫び呻ふ。忍びて過ぐること得す。故にまた還来る。叫ぶ音また止みて鍛する音有り。疑はくはもし人を殺すかと、かならず異ふ心有らむとがひて、良久にありて徘徊り、竊に従者を入れしめて屋の内を窺看しむれば、仏の銅の像を仰げ奉りて手足を剥き銛を以ちて頸を歸く。すなはち捕へ打ちて問ひてはく「何れの寺の仏の像ぞ」といふ。答へてはく「尼恵寺の仏の像なり」といふ。使を遣りて問はしむれば、實に盜めるなり。使者語を擧げて具に状を述ぶ。僧並に檀越聞き集り來り、破かれたる仏を衛みて号び愁へて曰さく「哀なるかな。悲しきかな。我が大師や。何の過失有せば此の賊の難を蒙りたまふ。尊き像寺に有すときは像を以ちて師とす。今滅ひたまふより後には、何を以ちてか師とせ

一悔過の作法、とする中村史の説がある。

二皇居。

三中巻二十三縁には「勅信巡夜、行於京中」とある。聖武天皇の時代に京中の夜の巡行は中府、左右兵衛府、の担当(令集解・宮衛令)である。「みつかひ」の表記を「使」勅信「信」と変化させている。「信」が「使」の意であることは歎証に詳述。

四執金剛神像以外の仏像の存在を忠わせる記述は存しない。ここにいう「仏」も執金剛神像をさすのである。ひとつ「像を羅索王」「執金剛神像」「神王」「神」「仏」「執金剛神像」と、呼称を変化させている。

五飲食、湯薬、衣服、臥具(妙法蓮華經玄賛・二末)。

六「羅索院」法華堂(三月堂)ともいう。天平五年(吉宗)創建(東大寺要錄・四)。原文今東大寺於羅索堂北戸(而立也)。「に」に」の文型として訓む。」中巻十縁。

七信の火を東に点火し、盛んなる炎が西に燃えあがる。東山の金鷲行者の信仰が、その西に位置する平城宮の聖武天皇に伝わる。

八執金剛神像の躰の光が火の燃え伝わるのを助け、天皇にあらわした不思議なしるしに恭敬の気持ちをいたいた。

九原又願無不得。大智度論二十「無願不得」原口裕。

### 第二十二縁 あやしき表の説話。今昔物語集十二ノ十三に書承。

一大阪府泉佐野市、泉南市、阪南市、泉州郡熊取町、田尻町、岬町、貝塚市あたり。

二革帶の付属具としての巡方、丸鞆、鉗具、鉈尾などに銅が用いられた例がある(関根貞隆)。

三未詳。

四いかかる種類の仏像なのか明記されないが、下文より推測すれば釈迦牟尼仏の像か。

五注意して、人を打つのをやめさせよう。「痛哉痛哉」を、人が打たれて声をあげているのだ、と思ったのである。

六次第にその声がしなくなつて、叫ばなくなつた。

七金属を打ち鍛える音。

八平気で通り過ぎることができない。

五悪事を考へてゐるにちがいない。

〇あお向けてにして。

三類似の表現が中巻十七縁にみえる。「我之大師、已入涅槃」(大般涅槃經後分・下)。

三「如來在世、以佛為師、世尊滅後、以何為師(大般涅槃經後分・上)。仏像の損壊を、秋迦牟尼仏の入滅のイメージでとらえている。